

⑤ 飲食店等に対する営業時間短縮等の要請

- 措置区域内の食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店・カラオケ店（「別表1」に定める施設、以下「飲食店等」という。）に対し、次のとおり要請します。なお、デリバリー、テークアウトによる営業は要請の対象外とします。

＜措置区域（法第31条の6第1項に基づく要請）＞

- ・要請期間 1月21日（金）から2月13日（日）までの24日間
- ・対象店舗 飲食店等
- ・営業時間 あいスタ認証店は、期間を通して、以下の①、②のどちらかを選択（当初の選択は変更できません）

①5時から20時まで（酒類の提供を行わないこと）

②5時から21時まで（酒類の提供は11時から20時まで）

その他の店は、5時から20時まで（酒類の提供を行わないこと）

- ・感染防止対策

- (1) 従業員への検査勧奨
- (2) 入場者の感染防止のための整理・誘導
- (3) 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- (4) 手指の消毒設備の設置
- (5) 事業を行う場所の消毒
- (6) 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
- (7) 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（すでに入場している者の退場を含む）
- (8) 施設の換気
- (9) アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保
- (10) 同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人まで（介助や介護を要する場合は除く）

※「あいスタ認証店」において、ワクチン・検査パッケージ制度の適用による人数制限の緩和は行わない。

＜措置区域以外（法第24条第9項に基づく協力要請）＞

- 引き続き、これまでと同様の感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・感染防止対策 措置区域と同じ